

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)	
地域名 (地域内農業集落名)	赤碕地区 (朝日町・朝日ヶ丘集落、亀崎町集落、港町集落、東三軒屋町集落、三軒屋町集落、塩屋町集落、荒神町・南荒神町集落、東町集落、仲之町集落、本町集落、西仲町集落、西町集落、八幡町集落、地蔵町集落、扇町・牧場・大山町集落、西地蔵町集落、駅前通り集落、花見町集落、上野集落、上赤碕集落、別所集落、松ヶ丘集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、平地農業地域の田畑型に該当し、水田地帯を中心に水稻のほか飼料作物、芝などが作付されている。このほかに野菜では、ミニトマト、メロン、小松菜が作付されており、別所集落では集落営農組織によるそばの作付がされている。畑地では、芝を中心にブロッコリーなどの野菜が作付されている地域である。農業者の平均年齢は70.5歳と高齢化が進んでおり、後継者の確保ができていない農業者の割合が農業者数の60%に達しており、今後増えると予想される遊休農地をどうしていくか検討を必要としている地域である。</p> <p>地域の営農上の課題としては、水田はほ場面積が狭く、山からの下がり水で沼田になっていることから野菜などの担い手が借りないといった場所もあり、水稻を作付けるほかない場所があるほか、国道9号線付近では、市街化区域のためほ場整備がなされておらずほ場面積が狭く、道路の通行も困難な農地も存在している。</p> <p>また、赤碕地区は、川下に位置しており水を確保するために農業用ため池が多く設置された地域であり、15箇所設置されている。耕作者の減少とともに水が余る状態になる中で農業用ため池や水路など維持管理を今後どうしていくかといった点も大きな課題となっている。</p> <p>このことから、農業用ため池の利用が多かった上赤碕集落及び別所集落では、多面的活動組織による管理保全に取り組まれているが赤碕地区全体で取り組むことは困難であり、この課題を解決するためには、酪農家・ブロッコリー生産者による集積・集約を進める一方でミニトマトやブロッコリーなど野菜や芝に取組む新規就農者を確保・育成しつつ、集落単位での農地を利用・維持管理を行う仕組みの再構築が喫緊の課題である。このため、既存の担い手の維持、外部からの担い手を確保することにより担い手に農地を集約化する農用地の利用・維持管理の検討を進めていく必要がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】 地域内の農業従事者数:404人(認定農業者等24人うち法人数3)、団体経営:1集落営農組織 主な作物:水稻、そば、飼料作物、梨、ブロッコリー、ミニトマト、メロン、小松菜、芝</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域内の酪農家やブロッコリー生産者などの担い手等に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。再生事業等の活用により担い手に再配分を行い団地化を進める。</p> <p>このほか、地域コミュニティーの活性化のため、地域内外から新たな農地を利用する者の人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域の農用地や水路等施設の維持管理が取組めるよう多面的活動組織・集落協定等の推進を図り、地域と担い手が一体となって農用地を利用・維持管理をしていく体制の構築を図る。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。また、農用地区域外の地目が畑・田となっている場所については、耕作者・担い手の意向を踏まえ一団の農業上の利用が十分に見込まれる区域について、加えることを検討する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、地域内の耕作されている農用地に隣接する再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業など再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積・団地化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
酪農家など大型機械を有する担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討するとともに機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あっせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稲を作付する農地はJAへ必要に応じて作業委託する。 また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、町内の飼料生産組合などへの委託を行い進めるものとする。 草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。</p> <p>③認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入及びオペレーター人材の育成・確保に努める。</p> <p>⑤畑地帯に形成されている梨園においては、ジョイント栽培など新たな品種、栽培方法等普及所や生産部等と連携して進めるとともに、今後将来的に離農が予定される地区内の梨園の適切な把握や管理を行い、梨の生産拡大や新規に梨の生産を検討している者に繋ぐリレー制度を生産部等と連携して行う。また、梨園までの道路等支障がある箇所については、拡幅や修繕を行い、効率的な生産を図ることができるよう整備を行う。</p> <p>⑦保全管理の作業は原則所有者または耕作者が行うが、個人管理が困難な農用地については、集落や集落協定等で保全管理し、遊休農地の発生防止を図る。</p> <p>⑧地域内の共同で利用する農業用倉庫などの施設、水路等については、集落または所有者等で維持管理を行うとともに、必要に応じて建替えや更新などを行う。</p> <p>⑨酪農家や肥育農家など畜産農家からの家畜排泄物については、堆肥化し希望する地域内農用地で活用するものとする。</p> <p>⑩-1集落営農や集落協定等において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取組む方法を検討する。</p> <p>⑩-2地域内の牛舎などの畜産施設やその他ハウスなどについては、省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設改修も含んだ取組みを行う。</p>
